

政令第三百三十三号

地方税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方税法施行令の一部改正）

第一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の十の四の次に次の一条を加える。

（総所得金額の算定の特例）

第七条の十の五 法第三十二条第二項の規定により同条第一項の総所得金額を算定する場合には、所得税

法第三十五条第四項第一号中「第一条第一項第三十号（定義）に規定する合計所得金額」とあるのは

「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十三条第一項第十三号に規定する合計所得金額」

と、租税特別措置法第四十一条の三の三第四項第三号中「所得税法第二条第一項第三十四号に規定する

扶養親族」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十三条第一項第九号に規定

する扶養親族」と、同項第四号中「所得税法第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者」とあるのは「地方税法第二十三条第一項第七号に規定する同一生計配偶者」と、同法第四十一条の第三第一項中「同条第四項（同法第百六十五条第一項において適用する場合を含む。）」とあるのは「地方税法第三十二条第二項の規定によりその例によることとされる所得税法第三十五条第四項」と、「ついでには、同法」とあるのは「ついでには、地方税法施行令第七条の十の五の規定により読み替えられた同法」として、これらの規定の例によるものとする。

第七条の十一第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により同項の総所得金額を算定する場合には、所得税法第百六十五条の規定により準ずることとされる同法第三十五条第四項第一号中「第二条第一項第三十号（定義）に規定する合計所得金額」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十三条第一項第十三号に規定する合計所得金額」と、租税特別措置法第四十一条の三の三第四項第三号中「所得税法第二条第一項第三十号に規定する扶養親族」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十三条第一

項第九号に規定する扶養親族」と、同項第四号中「所得税法第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者」とあるのは「地方税法第二十三条第一項第七号に規定する同一生計配偶者」と、同法第四十条の十五の三第一項中「同条第四項（同法第六十五条第一項において適用する場合を含む。）」とあるのは「同法第六十五条の規定により準ずることとされる同法第三十五条第四項」と、「ついては、同法」とあるのは「ついては、地方税法施行令第七条の十一第二項の規定により読み替えられた同法」と、所得税法施行令第二百五十八条第二項中「法第三十五条第四項」とあるのは「地方税法施行令第七条の十一第二項の規定により読み替えられた法第三十五条第四項」として、これらの規定の例によるものとする。

第七条の十四第七号中「附則第三条第一項」を「附則第十条第一項」に改める。

第八条の二の二の見出し及び第八条の二の三の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改める。

第九条の七第一項中「次条第四項」を「次条」に改める。

第九条の七の二第一項中「第五十三条第四十一項」を「第五十三条第四十二項」に、「同条第四十五項

及び第四十六項」を「同条第四十七項及び第四十八項」に改め、同条第二項中「第五十三條第四十一項」を「第五十三條第四十二項」に改め、同条第三項中「第五十三條第四十二項（同條第四十五項及び第四十六項）」を「第五十三條第四十三項（同條第四十七項及び第四十八項）」に、「同條第四十二項」を「同條第四十三項」に改め、同條第四項中「第五十三條第四十一項」を「第五十三條第四十二項」に改め、同條第五項中「第五十三條第四十二項」を「第五十三條第四十三項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項の規定により加算されるべき金額の計算の基礎となる外国の法人税等の額その他の総務省令で定める金額は、道府県知事において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。

第九條の八及び第九條の八の二第一項中「第五十三條第五十二項」を「第五十三條第五十四項」に改める。

第九條の八の三の見出し及び同條第一項並びに第九條の八の四の見出し及び同條第一項中「第五十三條第五十三項」を「第五十三條第五十五項」に改める。

第九条の八の五（見出しを含む。）中「第五十三条第五十四項第三号」を「第五十三条第五十六項第三号」に改める。

第九条の八の六の見出し及び同条第一項中「第五十三条第五十六項」を「第五十三条第五十八項」に改める。

第九条の九の見出し中「第五十三条第五十六項」を「第五十三条第五十八項」に改め、同条第一項中「第五十三条第五十六項」を「第五十三条第五十八項」に、「同条第五十四項」を「同条第五十六項」に改める。

第九条の九の二第一項中「第五十三条第五十七項」を「第五十三条第五十九項」に改める。

第九条の九の三第一項第一号中「第五十三条第四十八項（同条第四十九項）」を「第五十三条第五十項（同条第五十一項）」に、「同条第五十項」を「同条第五十二項」に改め、同項第二号中「第五十三条第四十八項」を「第五十三条第五十項」に改める。

第二十条の二の十七第一項中「税の額」の下に「（法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額（同条第二十五項後段、第二十六項後段、第二十七項後段及び第三十一項後段の規定によりそ

の限度とされる金額並びに同条第二十八項の規定の適用を受ける金額以外のものを除く。)に限る。第二十一条の五第一項において同じ。)を加え、同条第二項中「税の額」の下に「(法人税法第四百四十四条の二第一項に規定する控除対象外国法人税の額(同条第十項において準用する同法第六十九条第二十五項後段及び第二十六項後段の規定によりその限度とされる金額並びに同法第四百四十四条の二第十項において準用する同法第六十九条第二十八項の規定の適用を受ける金額以外のものを除く。)に限る。第二十一条の五第二項において同じ。)」を加え、「法人税法」を「同法」に改める。

第二十条の二の二十六第一項中「又は第三号」を「第三号又は第四号」に改め、同条第三項及び第四項中「及び第三号」を「第三号及び第四号」に改め、同条第六項中「同じ。）」とを「同じ。）」、「に、「とを併せて」を「及び同項第四号に掲げる事業のうち二以上の事業を併せて」に改め、同条第七項中「と同項第三号」を「、同項第三号」に、「とを併せて」を「及び同項第四号に掲げる事業のうち二以上の事業を併せて」に改める。

第二十一条の二中「ガス製造事業者(」の下に「同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八条第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業(同法第二条第九項に規定する

ガス製造事業をいう。)を行う者に限る。」を加え、「又は電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第二十二條第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。以下この条において「旧一般ガスみなしガス小売事業者」という。)」を削り、「及び旧一般ガスみなしガス小売事業者のいずれにも該当しない」を「に該当しない」に、「ガス事業法第二條第五項」を「同法第二條第五項」に、「特定ガス供給業」を「対象ガス供給業」に改める。

第二十二條第五号中「規定するガス供給業」を「規定する導管ガス供給業及び同項第四号に規定する特定ガス供給業」に改め、同條第六号中「第二十八條の四十第二項」を「第二十八條の四十第二項第一号」に改める。

第三十五條の三の二中「の額」の下に「(所得税法第九十五條第一項に規定する控除対象外国所得税の額(同條第十項後段及び第十一項後段の規定によりその限度とされる金額以外のものを除く。))に限る。」を加える。

第三十五條の四の七第一項の表八月の項中「第七十二條の二十四の七第八項」を「第七十二條の二十四の七第九項」に改める。

第三十八条（見出しを含む。）中「第七十三条の十四第六項」を「第七十三条の十四第七項」に改める。

第三十九条の見出し及び同条第一号中「第七十三条の十四第六項」を「第七十三条の十四第七項」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「第七十三条の十四第八項」を「第七十三条の十四第九項」に改め、同条第五号中「第七十三条の十四第九項第一号」を「第七十三条の十四第十項第一号」に改める。

第三十九条の二の見出し中「第七十三条の十四第八項」を「第七十三条の十四第九項」に改め、同条第一項中「第七十三条の十四第八項第二号」を「第七十三条の十四第九項第二号」に改め、同条第二項中「第七十三条の十四第八項第三号」を「第七十三条の十四第九項第三号」に改める。

第三十九条の二の二（見出しを含む。）中「第七十三条の十四第九項」を「第七十三条の十四第十項」に改める。

第三十九条の二の三（見出しを含む。）中「第七十三条の十四第十四項」を「第七十三条の十四第十五項」に改める。

第四十八条の五の二第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に



次の一項を加える。

2 前項の規定により同項の総所得金額を算定する場合には、所得税法第六十五条の規定により準ずることとされる同法第三十五条第四項第一号中「第二条第一項第三十号（定義）に規定する合計所得金額」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額」と、租税特別措置法第四十一条の三の三第四項第三号中「所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親族」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第九号に規定する扶養親族」と、同項第四号中「所得税法第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者」とあるのは「地方税法第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者」と、同法第四十一条の十五の三第一項中「同条第四項（同法第六十五条第一項において適用する場合を含む。）」とあるのは「同法第六十五条の規定により準ずることとされる同法第三十五条第四項」と、「ついでには、同法」とあるのは「ついでには、地方税法施行令第四十八条の五の三第二項の規定により読み替えられた同法」と、所得税法施行令第二百五十八条第二項中「法第三十五条第四項」とあるのは「地方税法施行令第四十八条の五の三第二項の規定により読み替えられた法第三十五条第四項」とし

て、これらの規定の例によるものとする。

第四十八条の五の二を第四十八条の五の三とし、第四十八条の五の次に次の一条を加える。

(総所得金額の算定の特例)

第四十八条の五の二 法第三百十三条第二項の規定により同条第一項の総所得金額を算定する場合には、所得税法第三十五条第四項第一号中「第二条第一項第三十号(定義)に規定する合計所得金額」とあるのは「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額」と、租税特別措置法第四十一条の三の三第四項第三号中「所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親族」とあるのは「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第一項第九号に規定する扶養親族」と、同項第四号中「所得税法第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者」とあるのは「地方税法第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者」と、同法第四十一条の十五の三第一項中「同条第四項(同法第六十五条第一項において適用する場合を含む。）」とあるのは「地方税法第三百十三条第二項の規定によりその例によることとされる所得税法第三十五条第四項」と、「ついでには、同法」とあるのは「ついでには、地方税法施行令第四十八条の五の二の規定に

より読み替えられた同法」として、これらの規定の例によるものとする。

第四十八条の九の三第一項中「においては」を「には」に、「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第三項第一号中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第四十八条の九の七の二の見出し及び第四十八条の九の七の三の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改める。

第四十八条の十三第一項中「次条第四項」を「次条」に改める。

第四十八条の十三の二第一項中「第三百二十一条の八第四十一項」を「第三百二十一条の八第四十二項」に、「同条第四十五項及び第四十六項」を「同条第四十七項及び第四十八項」に改め、同条第二項中「第三百二十一条の八第四十一項」を「第三百二十一条の八第四十二項」に改め、同条第三項中「第三百二十一条の八第四十二項（同条第四十五項及び第四十六項）」を「第三百二十一条の八第四十三項（同条第四十七項及び第四十八項）」に、「同条第四十二項」を「同条第四十三項」に改め、同条第四項中「第三百二十一条の八第四十一項」を「第三百二十一条の八第四十二項」に改め、同条第五項中「第三百二十一条

の八第四十二項」を「第三百二十一条の八第四十三項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項の規定により加算されるべき金額の計算の基礎となる外国の法人税等の額その他の総務省令で定める金額は、市町村長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。

第四十八条の十四及び第四十八条の十四の二第一項中「第三百二十一条の八第五十二項」を「第三百二十一条の八第五十四項」に改める。

第四十八条の十四の三の見出し及び同条第一項中「第三百二十一条の八第五十三項」を「第三百二十一条の八第五十五項」に改める。

第四十八条の十四の四の見出し中「第三百二十一条の八第五十三項」を「第三百二十一条の八第五十五項」に改め、同条第一項中「第三百二十一条の八第五十三項」を「第三百二十一条の八第五十五項」に、「同条第五十三項」を「同条第五十五項」に改める。

第四十八条の十四の五（見出しを含む。）中「第三百二十一条の八第五十四項第三号」を「第三百二十一条の八第五十六項第三号」に改める。

第四十八条の十四の六の見出し及び同条第一項中「第三百二十一条の八第五十六項」を「第三百二十一条の八第五十八項」に改める。

第四十八条の十四の七の見出し中「第三百二十一条の八第五十六項」を「第三百二十一条の八第五十八項」に改め、同条第一項中「第三百二十一条の八第五十六項」を「第三百二十一条の八第五十八項」に、

「同条第五十四項」を「同条第五十六項」に改める。

第四十八条の十五第一項中「第三百二十一条の八第五十七項」を「第三百二十一条の八第五十九項」に改める。

第四十八条の十五の二第一項第一号中「第三百二十一条の八第四十八項（同条第四十九項）」を「第三百二十一条の八第五十項（同条第五十一項）」に、「同条第五十項」を「同条第五十二項」に改め、同項第二号中「第三百二十一条の八第四十八項」を「第三百二十一条の八第五十項」に改める。

第五十二条の二第一項中「の一般ガス導管事業者」の下に「（同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第五十四条の三十二第一項第一号中「第七十三条の十四第六項」を「第七十三条の十四第七項」に改

め、同項第二号中「第七十三条の十四第七項」を「第七十三条の十四第八項」に改め、同項第三号中「第七十三条の十四第八項第二号」を「第七十三条の十四第九項第二号」に改め、同条第二項第三号及び第四項第一号中「第七十三条の十四第七項」を「第七十三条の十四第八項」に改める。

第五十六条の八十四の二第三項第一号中「建物の区分所有等に関する法律」の下に「(昭和三十七年法律第六十九号)」を加える。

第五十六条の八十八の二第一項中「六十三万円」を「六十五万円」に改め、同条第二項中「十九万円」を「二十万円」に改める。

第五十七条の二中「及び第五十七条の五の二(第八号に係る部分に限る。)」を削り、同条の表第五十七条の五の二第八号の項を削る。

第五十七条の二の五第一項中「準用する法第三百二十一条の八第四十一項(同条第四十五項及び第四十六項)」を「準用する法第三百二十一条の八第四十二項(同条第四十七項及び第四十八項)」に、「同条第四十一項(同条第四十五項及び第四十六項)」を「同条第四十二項(同条第四十七項及び第四十八項)」に改め、同項第一号中「第五十三条第四十一項(同条第四十五項及び第四十六項)」を「第五十三条第四十二項

〔同条第四十七項及び第四十八項〕に、「同条第四十一項」を「同条第四十二項」に改め、同項第二号中「第三百二十一条の八第四十一項（同条第四十五項及び第四十六項）を「第三百二十一条の八第四十二項（同条第四十七項及び第四十八項）」に、「同条第四十一項」を「同条第四十二項」に改め、同条第二項中「準用する法第三百二十一条の八第四十二項（同条第四十五項及び第四十六項）」を「準用する法第三百二十一条の八第四十三項（同条第四十七項及び第四十八項）」に、「同条第四十二項（同条第四十五項及び第四十六項）」を「同条第四十三項（同条第四十七項及び第四十八項）」に改め、同項第一号中「第五十三條第四十二項（同条第四十五項及び第四十六項）」を「第五十三條第四十三項（同条第四十七項及び第四十八項）」に、「同条第四十二項」を「同条第四十三項」に改め、同項第二号中「第三百二十一条の八第四十二項（同条第四十五項及び第四十六項）」を「第三百二十一条の八第四十三項（同条第四十七項及び第四十八項）」に改め、同項第二号中「第三百二十一条の八第四十二項」に、「同条第四十二項」を「同条第四十三項」に改める。

第五十七條の二の八第一項の表八月の項及び同条第二項中「第七十二條の二十四の七第八項」を「第七十二條の二十四の七第九項」に改める。

第五十七條の五第一項中「及び第五十七條の五の三」を「及び次條」に、「第七百四十七條の五の二第

二項」を「第七百四十七条の六第二項」に、「第五十七條の五の三第二項」を「次条第二項」に改める。  
第五十七條の五の二を削る。

第五十七條の五の三第一項中「第七百四十七條の五の二第三項」を「第七百四十七條の六第三項」に改め、同条第三項中「第五十七條の五第二項」を「前条第二項」に改め、「その」の下に「収納した」を加え、「第五十七條の五の三第一項」を「次条第一項」に改め、「委託して」の下に「収納した」を加え、同条を第五十七條の五の二とし、第五章中同条の次に次の一条を加える。

(機構指定納付受託者等の要件)

第五十七條の五の三 法第七百四十七條の八第一項及び第七百四十七條の九に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- 一 法第七百四十七條の八第一項に規定する納付等事務（次号において「納付等事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。
- 二 その人的構成等に照らして、納付等事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。



第六十一条中「同条第六項第十号」を「同条第七項第十号」に、「第七十三条の十四第五項から第十四項まで」を「第七十三条の十四第六項から第十五項まで」に、「第八条の六」を「第八条の五」に、「第十条」を「第十条の二」に、「から第十四条」を「（第三項を除く。）から第十四条の二」に改める。

附則第五条の二の二を次のように改める。

#### 第五条の二の二 削除

附則第六条を削り、附則第五条の六を附則第六条とする。

附則第六条の二中第十項を第十二項とし、第五項から第九項までを二項ずつ繰り下げ、同条第四項中「又は第三号イに掲げる法人」を「若しくは第三号イに掲げる法人又は同項第四号に掲げる事業を行う法人」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 法附則第九条第十三項に規定する政令で定める事項は、租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第一項に規定する事項とする。

5 法附則第九条第十三項に規定する政令で定める場合は、同項の規定の適用を受ける事業年度に係る法第七十二条の二十五第八項若しくは第十一項、第七十二条の二十六第一項ただし書又は第七十二条の二

十八第一項の規定による申告書に、経済産業大臣の法附則第九条第十三項の法人がインターネットを利用する方法により前項に規定する事項を公表していることについて届出があつた旨を証する書類の写しの添付がある場合とする。

附則第六条の十七の見出し及び同条第一項中「附則第十条の二第一項」を「附則第十条の三第一項」に改め、同条第二項中「附則第十条の二第二項」を「附則第十条の三第二項」に改める。

附則第七条第二十二項を削り、同条第二十三項中「附則第十一条第十四項」を「附則第十一条第十三項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項中「附則第十一条第十五項」を「附則第十一条第十四項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条に次の一項を加える。

24 法附則第十一条第十八項に規定する政令で定める不動産は、次に掲げる不動産以外の不動産とする。

- 一 宿舍の用に供する不動産
- 二 その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供する不動産

附則第十条第二項中「第二十四項」を「第二十二項」に改め、同条第五項中「第六十四項及び第六十五

項」を「第六十三項及び第六十四項」に、「同条第六十四項第一号」を「同条第六十三項第一号」に改め、同条第六項中「農用地利用集積計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改め、同条第十二項中「及び第十五項」を削り、同条第十三項を削り、同条第十四項中「営農困難時貸付けを」を「同項に規定する営農困難時貸付け（以下この項において「営農困難時貸付け」という。）を」に、「第二十六項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条中第十五項を削り、第十六項を第十四項とし、第十七項から第二十二項までを二項ずつ繰り上げ、同条第二十三項中「猶予適用者が、同項」を「同項に規定する猶予適用者（第二十四項において「猶予適用者」という。）が、同条第一項」に、「第二十六項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条中第二十四項を第二十二項とし、第二十五項を第二十三項とし、第二十六項を第二十四項とする。

附則第十条の二の二第七項の表鉱さいバランス製造業の項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十条の四第十九項第七号」に改める。

附則第十一条第二項第一号ホ(2)及び(3)中「行う装置」の下に「で総務省令で定めるもの」を加え、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第十六項までを一項ずつ繰り上げ、第十七項を削り、

同条第十八項中「附則第十五条第十五項」を「附則第十五条第十四項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十九項中「附則第十五条第十五項」を「附則第十五条第十四項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十項中「附則第十五条第十六項」を「附則第十五条第十五項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十一項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十六項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十二項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十六項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項中「附則第十五条第十八項」を「附則第十五条第十七項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十四項中「附則第十五条第十八項」を「附則第十五条第十七項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十五項中「附則第十五条第二十一項」を「附則第十五条第二十二項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十六項中「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第二十一項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十七項中「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第二十一項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十八項中「附則第十五条第二十三項」を「附則第十五条第二十二項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十九項中「附則第十五条第二十五項」を「附則第十五条第二十四項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十三項」に改

め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十項中「附則第十五条第二十六項」を「附則第十五条第二十五項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十一項中「附則第十五条第二十六項」を「附則第十五条第二十五項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十二項中「附則第十五条第二十六項」を「附則第十五条第二十五項」に改め、同項第一号中「第三十項第一号」を「第二十八項第一号」に改め、同項第二号中「第三十項第二号」を「第二十八項第二号」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十三項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十四項中「附則第十五条第三十一項」を「附則第十五条第三十項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十五項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第三十一項」に改め、同項第一号中「一般送配電事業者」の下に「又は同項第十一号の三に掲げる配電事業者」を加え、同項を同条第三十三項とし、同条第三十六項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第三十一項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十七項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十八項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十九項及び第四十項を削り、同条第四十一項中

「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第四十二項中「附則第十五条第三十九項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十三項中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十四項中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第四十五項中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十六項中「附則第十五条第四十一項」を「附則第十五条第三十八項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十七項中「附則第十五条第四十一項」を「附則第十五条第三十八項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十八項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第四十項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十九項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十一項」に改め、「三億円」を「二億円」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第五十項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第四十二項」に改め、同項を同条第四十六項とする。

附則第十二条第一項第一号中「規定する住宅」の下に「（法附則第十五条の七から第十五条の十までの

規定の適用がある住宅にあつては、同項に規定する勧告に従わないで新築した住宅を含む。」を加え、同条第三十一項中「改修工事」を「工事」に改め、「国土交通大臣」の下に「及び経済産業大臣」を加え、「五十万円」を「六十万円」に改め、同条第三十二項及び第三十三項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に改め、同条第三十五項及び第三十六項中「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に改め、同条第四十二項及び第四十三項中「特定熱損失防止改修住宅」を「特定熱損失防止改修等住宅」に改め、同条第四十五項及び第四十六項中「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に改める。

附則第十四条の五第八項中「第四百四十四条の二十九第一項」を「第六百二十九条第五項」に改める。

附則第十五条第一項第六号中「百分の五」の下に「（商業地等（法附則第十七条第四号に規定する商業地等をいう。第十四号において同じ。）に係る令和四年度分の固定資産税にあつては、百分の二・五）」を加え、同項第十四号中「百分の五」の下に「（商業地等に係る令和四年度分の都市計画税にあつては、百分の二・五）」を加える。

附則第十五条の五第七項及び第十六条の二第六項中「第四百四十四条の二十九第一項」を「第六百二十九

条第五項」に改める。

附則第十六条の二の三第六項中「第四百四十四条の二十九第一項」を「第六百二十九条第五項」に、「又は第四百四十四条の三十第二項」を「又は第六百一条第八項」に、「第四百四十四条の三十第二項又は附則第三十一条の三の四第九項」を「第六百一条第八項」と、「の規定による」とあるのは「又は附則第三十一条の三の四第九項の規定による」に改める。

附則第十六条の二の八中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 法附則第三十三条第三項に規定する産業高度化・事業革新促進事業で政令で定めるものは、沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）第四条各号（第九号を除く。）に掲げる業種に属する事業とする。

附則第十六条の二の十一第二項の表第七条の十一の項中「第七条の十一」を「第七条の十一第一項及び第三項」に改め、同条第四項の表第四十八条の五の二の項中「第四十八条の五の二」を「第四十八条の五の三第一項及び第三項」に改める。



附則第十六条の三第三項の表第七条の十一の項中「第七条の十一」を「第七条の十一第一項及び第三項」に改め、同条第六項の表第四十八条の五の二の項中「第四十八条の五の二」を「第四十八条の五の三第一項及び第三項」に改める。

附則第十七条第二項の表第七条の十一の項中「第七条の十一」を「第七条の十一第一項及び第三項」に改め、同条第四項の表第四十八条の五の二の項中「第四十八条の五の二」を「第四十八条の五の三第一項及び第三項」に改める。

附則第十七条の三第四項の表第七条の十一の項中「第七条の十一」を「第七条の十一第一項及び第三項」に改め、同条第八項の表第四十八条の五の二の項中「第四十八条の五の二」を「第四十八条の五の三第一項及び第三項」に改める。

附則第十八条第四項の表第七条の十一の項中「第七条の十一」を「第七条の十一第一項及び第三項」に改め、同条第八項の表第四十八条の五の二の項中「第四十八条の五の二」を「第四十八条の五の三第一項及び第三項」に改める。

附則第十八条の四第四項中「第三十五条の二の六第八項又は」を削り、同条第八項中「第三十五条の二

の六第十八項又は」を削る。

附則第十八条の五第三項中「第十五項」を「第十二項」に改め、同条第四項中「附則第三十五条の二の六第五項の規定による上場株式等に係る譲渡損失の金額（同条第六項）」を「附則第三十五条の二の六第四項の規定による上場株式等に係る譲渡損失の金額（同条第五項）」に改め、「及び第七項第二号」を削り、同項第三号中「附則第三十五条の二の六第五項」を「附則第三十五条の二の六第四項」に改め、同条第五項及び第六項中「附則第三十五条の二の六第六項」を「附則第三十五条の二の六第五項」に改め、同条第七項から第九項までを削り、同条第十項中「第五項」を「第四項」に改め、同項第四号中「第七条の十一」を「第七条の十一第一項及び第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項中「附則第三十五条の二の六第五項」を「附則第三十五条の二の六第四項」に改め、同項第四号中「第七条の十一」を「第七条の十一第一項及び第三項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

9 法附則第三十五条の二の六第四項の規定の適用がある場合における法第三十二条第三項及び第四十五条の二第一項第八号の規定の適用については、法第三十二条第三項中「所得税法第二条第一項第四十号」とあるのは「租税特別措置法施行令第二十五条の十一の二第十九項第一号又は第二十五条の十二の

二第二十三項第一号の規定により読み替えて適用される所得税法第二条第一項第四十号」と、同号中「前各号に掲げるもののほか、」とあるのは「附則第三十五条の二の六第四項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他」とする。

附則第十八条の五第十二項を削り、同条第十三項中「附則第三十五条の二の六第十二項に規定する上場株式等の譲渡をした」を「附則第三十五条の二の六第九項に規定する上場株式等の譲渡をした」に改め、同項第一号中「附則第三十五条の二の六第十二項」を「附則第三十五条の二の六第九項」に、「第十五項まで及び第十八項」を「第十二項まで及び第十五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十四項中「附則第三十五条の二の六第十二項」を「附則第三十五条の二の六第九項」に、「第十六項第二号及び第十八項」を「第十三項第二号及び第十五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十五項中「第十三項各号」を「第十項各号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十六項中「附則第三十五条の二の六第十五項の規定による上場株式等に係る譲渡損失の金額（同条第十六項）」を「附則第三十五条の二の六第十一項の規定による上場株式等に係る譲渡損失の金額（同条第十二項）」に改め、「及び第十九項第二号」を削り、同条第三号中「附則第三十五条の二の六第十五項」を「附則第三十五条の二の六第十一項」に改

め、同項を同条第十三項とし、同条第十七項中「附則第三十五条の二の六第十六項」を「附則第三十五条の二の六第十二項」に、「第十三項各号」を「第十項各号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十八項中「附則第三十五条の二の六第十六項」を「附則第三十五条の二の六第十二項」に、「第十五項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十九項から第二十一項までを削り、同条第二十二項中「附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項」を「附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項」に、「同条第十一項又は第十五項」を「同条第八項又は第十一項」に改め、同項第五号中「第四十八条の五の二」を「第四十八条の五の三第一項及び第三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十三項中「附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項」を「附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十四項中「附則第三十五条の二の六第十五項」を「附則第三十五条の二の六第十一項」に改め、同項第五号中「第四十八条の五の二」を「第四十八条の五の三第一項及び第三項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十五項中「附則第三十五条の二の六第十五項」を「附則第三十五条の二の六第十一項」に改め、同項を同条第十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

20 法附則第三十五条の二の六第十一項の規定の適用がある場合における法第三百十三条第三項及び第三百十七条の二第一項第八号の規定の適用については、法第三百十三条第三項中「所得税法第二条第一項第四十号」とあるのは「租税特別措置法施行令第二十五条の十一の二第十九項第一号又は第二十五条の十二の二第二十三項第一号の規定により読み替えて適用される所得税法第二条第一項第四十号」と、同号中「前各号に掲げるもののほか、」とあるのは「附則第三十五条の二の六第十一項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他」とする。

附則第十八条の五第二十六項を削る。

附則第十八条の六第十五項第四号及び第八号中「第七条の十一」を「第七条の十一第一項及び第三項」に改め、同条第三十一項第五号及び第十一号中「第四十八条の五の二」を「第四十八条の五の三第一項及び第三項」に改める。

附則第十八条の七第三項の表第七条の十一の項中「第七条の十一」を「第七条の十一第一項及び第三項」に改め、同条第六項の表第四十八条の五の二の項中「第四十八条の五の二」を「第四十八条の五の三第一項及び第三項」に改める。

附則第十八条の七の二第七項第四号中「第七条の十一」を「第七条の十一第一項及び第三項」に改め、同条第十五項第五号中「第四十八条の五の二」を「第四十八条の五の三第一項及び第三項」に改める。

附則第二十三条第一項中「附則第十一条第二十三項及び第二十四項」を「附則第十一条第二十一項及び第二十二項」に改める。

（地方税法施行令の一部を改正する政令附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令による改正前の地方税法施行令の一部改正）

第二条 地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令による改正前の地方税法施行令の一部を次のように改正する。

第二十条の二の十七第一項中「税の額」の下に「（法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人（以下この項において「連結申告法人」という。）以外の内国法人にあつては同法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額（同条第十五項後段及び第十六項後段の規定によりその限度とされる金額並びに同条第十七項の規定の適用を受ける金額以外のものを除く。）に限り、連結申告法人にあつては同

法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額（同条第九項後段及び第十項後段の規定によりその限度とされる金額並びに同条第十一項の規定の適用を受ける金額以外のものを除く。）に限る。第二十一条の五第一項において同じ。）を加える。

第二十条の二の二十六第一項中「又は第三号」を「、第三号又は第四号」に改め、同条第三項中「及び第三号」を「、第三号及び第四号」に改め、同条第六項中「同じ。）と」を「同じ。）、」に、「とを併せて」を「及び同項第四号に掲げる事業のうち二以上の事業を併せて」に改める。

第二十一条の二中「ガス製造事業者（」の下に「同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八条第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業（同法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。」を加え、「又は電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。以下この条において「旧一般ガスみなしガス小売事業者」という。）」を削り、「及び旧一般ガスみなしガス小売事業者のいずれにも該当しない」を「に該当しない」に、「ガス事業法第二条第五項」を「同法第二条第五項」に、「特定ガス供給業」を「対象ガス供給業」に改める。

第二十二條第五号中「規定するガス供給業」を「規定する導管ガス供給業及び同項第四号に規定する特定ガス供給業」に改め、同条第六号中「第二十八條の四十第二項」を「第二十八條の四十第二項第一号」に改め、同条第九号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に改める。

第三十五條の四の七第一項の表八月の項並びに第五十七條の二の七第一項の表八月の項及び同条第二項中「第七十二條の二十四の七第八項」を「第七十二條の二十四の七第九項」に改める。

附則第六條の二中第九項を第十一項とし、第五項から第八項までを二項ずつ繰り下げ、同条第四項中「又は第三号イに掲げる法人」を「若しくは第三号イに掲げる法人又は同項第四号に掲げる事業を行う法人」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 法附則第九條第十三項に規定する政令で定める事項は、租税特別措置法施行令第二十七條の十二の五第一項に規定する事項とする。

5 法附則第九條第十三項に規定する政令で定める場合は、同項の規定の適用を受ける事業年度に係る法第七十二條の二十五第八項若しくは第十一項、第七十二條の二十六第一項ただし書又は第七十二條の二



十八第一項の規定による申告書に、経済産業大臣の法附則第九条第十三項の法人がインターネットを利用する方法により前項に規定する事項を公表していることについて届出があつた旨を証する書類の写しの添付がある場合とする。

附則第六条の二に次の一項を加える。

- 12 法附則第九条第二十三項に規定する政令で定める収入金額は、特定吸収分割会社（同項に規定する特定吸収分割会社をいう。以下この項において同じ。）又は特定吸収分割承継会社（同条第二十三項に規定する特定吸収分割承継会社をいう。以下この項において同じ。）が同条第二十三項に規定する当該特定吸収分割会社と当該特定吸収分割承継会社との間で行う取引（特定吸収分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を二以上の特定吸収分割承継会社に承継させた場合には、それぞれの特定吸収分割承継会社との間で行う取引を含む。）のうち同項に規定する総務省令で定めるもの（以下この項において「特定取引」という。）を行う場合において、当該特定吸収分割会社又は当該特定吸収分割承継会社が当該特定取引の相手方から支払を受けるべき金額に相当する収入金額とする。

（地方税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第三条 地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第六条の十四第一項第四号の改正規定中「第七十二条の三十九の四第一項」を「、第七十二条の三十九の四第一項」に改める。

第八条の六第一項の改正規定中「同じ。」に「」を「同じ。」に改め、「合計額（」の下に「これらの法人税割額のうち同条第四十三項の規定により加算された金額がある場合には当該加算された金額を控除した額とし、」を加え」に、「に六」を「」を「場合には」に、「控除した額」に「六」を「控除した額とする。」に改め、同条第二項第一号の改正規定中「又は連結事業年度」を削り、「」の下に「その課税標準」を「当該法人税割額のうち法第五十三条第四十三項（同条第四十七項において準用する場合を含む。）の規定により加算された金額がある場合には当該加算された金額を控除した額とし、当該法人税割額の課税標準」に、「」を加え、「又は」に改め、「」を「又は」に、「場合」に、「ある場合」を「ある場合には、」を「場合には」に改め「個別帰属特別控除取戻税額等」及び「個別帰属特別控除取戻税額等」を削り、「控除した額」を「控除した額とする。」に改め、「

に改め、「（次号及び次項において「確定法人税割額の算定期間」という。）」を削り、同項第二号の改正規定中「、「当該確定法人税割額」の下に「の計算の基礎となつた法人税額の課税標準」を加え」を削る。

第八条の八の改正規定中同条の表第一項の項を次のように改める。

第一項	に規定する予定申告法人（次項及び第四項において「予定申告法人」という。）	の法人
	法第五十三条第一項に	同項に
	同条第四十三項	法第五十三条第四十三項

第二十四条の四の三第一項の表第二項の項の改正規定中「第二十四条の四の三第一項の表第二項の項」を「第二十四条の四の三第一項中「この項及び第三項」を「この条」に改め、同項の表第二項の項」に改め、同表第四項の項を改め、同表第六項の項を削る改正規定を次のように改める。

第二十四条の四の三第一項の表第四項の項中「、若しくは同項」を「法人」に、「、若しくは法第七十二条の二十五第五項」を「法人又は当該法人との間に法人税法第二条第十二号の七の七に規定する通

算完全支配関係がある通算法人（同条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。）に改め、同表第六項の項を削り、同条に次の一項を加える。

4 法第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十八第一項又は第七十二条の二十九第一項の法人について、法人税法第六十四条の十第四項から第六項までの規定により同法第六十四条の九第一項の規定による承認（以下この項において「通算承認」という。）が効力を失った場合には、その効力を失った日以後に終了する事業年度については、当該通算承認が効力を失う前に受けていた法第七十二条の二十五第五項の規定による提出期限の延長の処分は、その効力を失うものとする。

第四十八条の十の改正規定中「第三百二十一条の八第一項に」と「の下に「、同条第二項第一号中「第五十三条第四十三項」とあるのは「第三百二十一条の八第四十三項」とを加える。

第四十八条の十の三の改正規定中同条の表第一項の項を次のように改める。

第一項	
に規定する予定申告法人（次項及び第四項において「予定申告法人」という。）	の法人
法第五十三条第一項に	同項に

同条第四十二項

法第三百二十一条の八第四十三項

第四十八条の十の三の改正規定中同条の表第二項の項の次に次のように加える。

第二項第一 号	第五十三條第四十二項	第三百二十一条の八第四十三項
------------	------------	----------------

第四十八条の十一の改正規定中「法第三百二十一条の八第五項」を「法第三百二十一条の八第五項」に改める。

附則第三条の二の二の改正規定の次に次のように加える。

附則第五条の二の二の次に次の一条を加える。

(法附則第八条第一項の中小企業者等の範囲)

第五条の二の三 法附則第八条第一項に規定する中小企業者等には、租税特別措置法施行令第二十七条の四第二項の規定により租税特別措置法第四十二条の四第四項に規定する中小企業者に該当するものとされる同令第二十七条の四第二項の通算子法人を含むものとする。

附則第五条の三の改正規定を次のように改める。

附則第五条の三を次のように改める。

第五条の三 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、第四十二条の十第六項若しくは第四十二条の十一第六項又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項若しくは第八項若しくは第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八条の六第一項及び 第二項第一号（一）	又は第六十三条第一項	（租税特別措置法の一部を改正する 法律（平成八年法律第十七号。以下
-------------------------	------------	--------------------------------------

---

これらの規定を第八条の八及び第四十八条の十の三において準用する場合を含む。）、第八条の十三、第八条の十六の六、第八条の十七、第八条の十九の三、第八条の二十第一項並びに第八条の二十三

---

---

「平成八年租税特別措置法改正法」という。）附則第十五条第一項の規定によりその例によることとされる平成八年租税特別措置法改正法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項又は第八項を含む。）若しくは第六十三条第一項（平成八年租税特別措置法改正法附則第十五条第二項の規定によりその例によることとされる平成八年租税特別措置法改正法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項を含む。）、所得税法等の一部を改正する等の法

---

---

---

律（平成十八年法律第十号）附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第十一項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、第四十二条の十第六項若しくは

---



	第四十八条の十	第八条の六の規定	第四十二条の十一第六項
二	第四十八条の十一の二	第八条の十三	附則第五条の三の規定により読み替えて適用される第八条の十三
十	第四十八条の十一の十	第八条の十六の六	附則第五条の三の規定により読み替えて適用される第八条の十六の六
十三	第四十八条の十一の十三	第八条の十七	附則第五条の三の規定により読み替えて適用される第八条の十七
十八	第四十八条の十一の十八	第八条の十九の三	附則第五条の三の規定により読み替えて適用される第八条の十九の三

第四十八条の十一の 二十二第一項	第八条の二十第一項	附則第五条の三の規定により読み替えて適用される第八条の二十第一項
第四十八条の十一の 二十五	第八条の二十三	附則第五条の三の規定により読み替えて適用される第八条の二十三

附則第五条の三の改正規定の次に次のように加える。

附則第五条の三の前に次の見出し及び一条を加える。

(法人の道府県民税及び市町村民税の課税標準等の特例)

第五条の二の四 当分の間、第八条の六第一項（第四十八条の十において準用する場合を含む。）に規定する予定申告法人の同項（第四十八条の十において準用する場合を含む。）に規定する六月経過日の前日までに前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の課税標準となる法人税額のうち租税特別措置法第四十二条の四第八項第六号ロ又は第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）の規定（次項から第四項までにおいて「特別税額加算規定」という。）により加算された金額がある場合における第八条の六第一項及び第四十八条

の十の規定の適用については、同項中「第四十二条の十四第一項」とあるのは「第四十二条の四第八項第六号口若しくは第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）」、第四十条の十四第一項」と、同条中「第八条の六の規定」とあるのは「附則第五条の二の四第一項の規定により読み替えて適用される第八条の六第一項及び同条第二項から第六項までの規定」とする。

2 当分の間、第八条の六第一項（第八条の八及び第四十八条の十の三において準用する場合に限る。以下この項において同じ。）の法人の第八条の六第一項に規定する六月経過日の前日までに前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の課税標準となる法人税額のうち特別税額加算規定により加算された金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「第四十二条の十四第一項」とあるのは、「第四十二条の四第八項第六号口若しくは第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）」、第四十二条の十四第一項」とする。

3 当分の間、第八条の六第二項第一号（第四十八条の十において準用する場合を含む。）の被合併法人の同号（第四十八条の十において準用する場合を含む。）に規定する最も新しい事業年度に係る法

人税割額の課税標準となる法人税額のうち特別税額加算規定により加算された金額がある場合における同号及び第四十八条の十の規定の適用については、同号中「第四十二条の十四第一項」とあるのは「第四十二条の四第八項第六号ロ若しくは第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合は含む。）」と、同条中「第八条の六の規定」とあるのは「第八条の六第一項及び第三項から第六項まで並びに附則第五条の二の四第三項の規定により読み替えて適用される第八条の六第二項の規定」とする。

4 当分の間、第八条の六第二項第一号（第八条の八及び第四十八条の十の三において準用する場合に限る。以下この項において同じ。）の被合併法人の同号に規定する最も新しい事業年度に係る法人税割額の課税標準となる法人税額のうち特別税額加算規定により加算された金額がある場合における同号の規定の適用については、同号中「第四十二条の十四第一項」とあるのは、「第四十二条の四第八項第六号ロ若しくは第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）」、第四十二条の十四第一項」とする。

5 当分の間、租税特別措置法第四十二条の四第四項に規定する中小企業者等（以下この項において

「中小企業者等」という。)の各事業年度(当該各事業年度又は当該中小企業者等に係る同条第八項第三号イの他の通算法人の同項第二号に規定する他の事業年度において同項第五号に規定する当初申告税額控除可能分配額(同項第三号の中小企業者等税額控除限度額に係るものに限る。))がある場合の当該各事業年度に限る。)の法人の道府県民税及び市町村民税にあつては、当該事業年度の法人税額について同条第八項第六号ロ又は第七号の規定により加算された金額がある場合における第八条の十三、第八条の十六の六、第八条の十七、第八条の十九の三、第八条の二十第一項及び第八条の二十三並びに第四十八条の十一の二、第四十八条の十一の十、第四十八条の十一の十三、第四十八条の十一の十八、第四十八条の十一の二十二第一項及び第四十八条の十一の二十五の規定の適用については、第八条の十三、第八条の十六の六、第八条の十七、第八条の十九の三、第八条の二十第一項及び第八条の二十三中「第四十二条の十四第一項」とあるのは「第四十二条の四第八項第六号ロ若しくは第七号、第四十二条の十四第一項」と、第四十八条の十一の二中「第八条の十三」とあるのは「附則第五条の二の四第五項の規定により読み替えて適用される第八条の十三」と、第四十八条の十一の十中「第八条の十六の六」とあるのは「附則第五条の二の四第五項の規定により読み替えて適用される中」

第八条の十六の六」と、第四十八条の十一の十三中「第八条の十七」とあるのは「附則第五条の二の四第五項の規定により読み替えて適用される第八条の十七」と、第四十八条の十一の十八中「第八条の十九の三」とあるのは「附則第五条の二の四第五項の規定により読み替えて適用される第八条の十九の三」と、第四十八条の十一の二十二第一項中「第八条の二十第一項」とあるのは「附則第五条の二の四第五項の規定により読み替えて適用される第八条の二十第一項」と、第四十八条の十一の二十五中「第八条の二十三」とあるのは「附則第五条の二の四第五項の規定により読み替えて適用される第八条の二十三」とする。

6 前条の規定は、前項に規定する中小企業者等について準用する。

7 当分の間、租税特別措置法第四十二条の十二の五第二項に規定する中小企業者等の各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税にあつては、当該事業年度の法人税額について同法第四十二条の四第十八項において準用する同条第八項第六号ロ又は第七号の規定により加算された金額がある場合における第八条の十三、第八条の十六の六、第八条の十七、第八条の十九の三、第八条の二十第一項及び第八条の二十三並びに第四十八条の十一の二、第四十八条の十一の十、第四十八条の十一の十三、第

四十八条の十一の十八、第四十八条の十一の二十二第一項及び第四十八条の十一の二十五の規定の適用については、第八条の十三、第八条の十六の六、第八条の十七、第八条の十九の三、第八条の二十第一項及び第八条の二十三中「第四十二条の十四第一項」とあるのは「第四十二条の四第十八項において準用する同条第八項第六号ロ若しくは第七号又は同法第四十二条の十四第一項」と、「又は第六十三条第一項」とあるのは「若しくは第六十三条第一項」と、第四十八条の十一の二中「第八条の十三」とあるのは「附則第五条の二の四第七項の規定により読み替えて適用される第八条の十三」と、第四十八条の十一の十中「第八条の十六の六」とあるのは「附則第五条の二の四第七項の規定により読み替えて適用される第八条の十六の六」と、第四十八条の十一の十三中「第八条の十七」とあるのは「附則第五条の二の四第七項の規定により読み替えて適用される第八条の十七」と、第四十八条の十一の十八中「第八条の十九の三」とあるのは「附則第五条の二の四第七項の規定により読み替えて適用される第八条の十九の三」と、第四十八条の十一の二十二第一項中「第八条の二十第一項」とあるのは「附則第五条の二の四第七項の規定により読み替えて適用される第八条の二十第一項」と、第四十八条の十一の二十五中「第八条の二十三」とあるのは「附則第五条の二の四第七項の規定により

読み替えて適用される第八条の二十三」とする。

附則第十八条の八の改正規定の次に次のように加える。

附則第二十八条第五号中「。次条において「震災特例法」という。」を削る。

附則第三条第一項中「第四項」を「第十一項」に、「第三十四項」を「第四十一項」に改め、同条第二項中「第四項及び第七項」を「第十一項及び第十四項」に改め、同条第三十四項の表中「附則第三条第三十四項」を「附則第三条第四十一項」に、「同条第三十四項」を「同条第四十一項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第三十三項中「平成二十八年旧令」を「平成三十年旧令」に改め、同項を同条第四十項とし、同条中第三十二項を第三十九項とし、第三十一項を第三十八項とし、同条第三十項中「附則第五条の三」を「附則第五条の二の四第五項及び第七項並びに附則第五条の三」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第二十九項中「及び附則第八条の二」を「並びに附則第八条第三項及び第四項並びに附則第八条の二」に改め、同項の表第五十三条第三十項の項の次に次のように加える。

項	附則第八条第三項及び第四項	及び第二十六項並びに第二百九十	及び第二十六項（地方税法等の一
	二条第一項第四号イ		部を改正する法律（令和二年法律



		第五号) 附則第五条第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。) 並びに第二百九十二条第一項第四号イ

附則第三条中第二十九項を第三十六項とし、第二十八項を第三十五項とし、同条第二十七項中「平成二十八年旧令」を「平成三十年旧令」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条中第二十六項を第三十三項とし、第二十五項を第三十二項とし、第二十四項を第三十一項とし、同条第二十三項中「及び附則第八条の二」を「並びに附則第八条第三項及び第四項並びに附則第八条の二」に改め、同項の表第五十三条第三十項の項の次に次のように加える。

附則第八条第三項及び第四項	並びに第五十三条第三項	並びに第五十三条第三項(地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号) 附則第五条第五項において準用する場合を含む。
---------------	-------------	---

以下この項において同じ。）

附則第三条中第二十三項を第三十項とし、第二十二項を第二十九項とし、同条第二十一項中「平成二十年旧令」を「平成三十年旧令」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条中第二十項を第二十七項とし、第十九項を第二十六項とし、同条第十八項中「附則第五条の三」を「附則第五条の二の四第五項及び第七項並びに附則第五条の三」に、「第二十四項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十七項中「及び附則第八条の二」を「並びに附則第八条第三項及び第四項並びに附則第八条の二」に改め、同項の表第五十三条第三十項の次に次のように加える。

附則第八条第三項及び第四項	並びに第五十三条第三項	並びに第五十三条第三項（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第五条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）
---------------	-------------	---

附則第三条中第十七項を第二十四項とし、第十六項を第二十三項とし、第十五項を第二十二項とし、同

条第十四項中「昭和三十二年法律第二十六号。」を削り、「地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号）を「地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第二百二十五号）」に、「平成二十八年改正令」を「平成三十年改正令」に、「平成二十八年旧令」を「平成三十年旧令」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十三項を同条第二十項とし、同条第十二項の表中「附則第三条第十二項」を「附則第三条第十九項」に、「同条第十二項」を「同条第十九項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十一項を同条第十八項とし、同条第十項の表中「附則第三条第十項」を「附則第三条第十七項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第九項を同条第十六項とし、同条第八項の表中「附則第三条第八項」を「附則第三条第十五項」に、「及び第八条の十六の四」を「及び次条」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第七項の表四年新法の項中「附則第三条第七項」を「附則第三条第十四項」に改め、同表新令の項中「合併等前欠損金額（読替え後の法）」を「合併等前欠損金額（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第十四項の規定により読み替えられた法（以下この節において「読替え後の法」という。））」に、「地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第七項の規定により読み替えられた法（次条及び第八条の十

六の七において「読替え後の法」という。）を「読替え後の法」に改め、同条第七項を同条第十四項とし、同条第六項中「第八項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第五項の表中「次項及び」を「第五項及び」に、「附則第三条第五項」を「附則第三条第十二項」に、「同条第五項」を「同条第十二項」に、「第八条の十四及び第八条の十五」を「以下この節」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第四項の表中「附則第三条第四項」を「附則第三条第十一項」に、「同条第四項」を「同条第十項」に、「この条及び第八条の十四第一項」を「この節」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第三項中「又は第五項」を「又は第十二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第二項の次に次の七項を加える。

3 新令第八条の六第一項に規定する予定申告法人（第五項及び第八項において「予定申告法人」という。）の施行日以後に開始する同条第一項の事業年度において、当該事業年度の前事業年度の期間が連続事業年度に該当する場合における同項及び同条第六項の規定の適用については、同条第一項中「これらの法人税割額のうち同条第四十三項の規定により加算された金額がある場合には当該加算された金額を控除した額とし、これらの」とあるのは「これらの」と、「法人税額」とあるのは「個別帰属法人

税額（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この項及び第六項において「旧法」という。）第二十三条第一項第四号の二に掲げる個別帰属法人税額をいう。）と、「租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額」とあるのは「個別帰属特別控除取戻税額等（旧法第二十三条第一項第四号の四（旧法附則第八条の二第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる個別帰属特別控除取戻税額等をいう。以下この項において同じ。）」と、「当該加算された金額に」とあるのは「、当該個別帰属特別控除取戻税額等に」と、「控除した額とする。」とあるのは「控除した額」と、同条第六項中「法第五十三条第一項」とあるのは「旧法第五十三条第四項」と、「申告書（法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）」とあるのは「申告書」と、「法人税法第七十五条の二第一項（同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。）」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定（同法附則第一条第五号口に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第八十一条の二十四第一項」と

する。

4 新令第八条の六第一項（新令第八条の八において準用する場合に限る。以下この項及び第六項において同じ。）の法人の施行日以後に開始する新令第八条の六第一項の事業年度において、当該事業年度の前事業年度の期間が連結事業年度に該当する場合における同項及び同条第六項（新令第八条の八において準用する場合に限る。）の規定の適用については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「同条第四十三項」とあるのは、「法第五十三条第四十三項」と読み替えるものとする。

5 新令第八条の六第一項の場合において、予定申告法人が同条第二項各号に掲げる期間内に行われた適格合併（法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この項及び次項並びに附則第五条第五項及び第六項において同じ。）（法人を設立するものを除く。）に係る合併法人（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この項及び次項並びに附則第五条第五項及び第六項において同じ。）から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この項及び次項並びに附則第五条第五項及び第六項において同じ。）又は法人を設立する適格合併に係る合併法人であるとき（その予定申告法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了したこれらの適

格合併に係る被合併法人の各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度の期間が連結事業年度に該当する場合に限る。）における新令第八条の六第二項第一号の規定の適用については、同号中「当該法人税割額のうち法第五十三条第四十三項（同条第四十七項において準用する場合を含む。）の規定により加算された金額がある場合には当該加算された金額を控除した額とし、当該法人税割額の課税標準となる法人税額」とあるのは「その課税標準となる個別帰属法人税額（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この号において「旧法」という。）第二十三条第一項第四号の二に掲げる個別帰属法人税額をいう。以下この号において同じ。）」と、「租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額」とあるのは「個別帰属特別控除取戻税額等（旧法第二十三条第一項第四号の四（旧法附則第八条の二第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる個別帰属特別控除取戻税額等をいう。以下この号において同じ。）」と、「当該加算された金額に」とあるのは「、当該個別帰属特別控除取戻税額等に」と、「控除した額とする。」とあるのは「控除した額」と、「法人税額

の課税標準の算定期間」とあるのは「個別帰属法人税額に係る連結法人税額（旧法第五十三条第四項に規定する連結法人税額をいう。）の課税標準の算定期間（当該被合併法人の連結事業年度に該当する期間に限る。）」とする。

6 新令第八条の六第一項の場合において、同項の法人が同条第二項各号（新令第八条の八において準用する場合に限る。）に掲げる期間内に行われた適格合併（法人を設立するものを除く。）に係る合併法人又は法人を設立する適格合併に係る合併法人であるとき（その法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了したこれらの適格合併に係る被合併法人の各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度の期間が連結事業年度に該当する場合に限る。）における同項第一号（新令第八条の八において準用する場合に限る。）の規定の適用については、前項の規定を準用する。

7 前二項の場合における月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、一月とする。

8 予定申告法人の新令第八条の六第一項に規定する六月経過日の前日までに前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の課税標準となる法人税額のうち所得税法等



改正法附則第十四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる所得税法等改正法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項若しくは第四十二条の十二の四第五項、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第八十九条第一項の規定によりその例によることとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第四十七条の規定によりその例によることとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項の規定（次項及び附則第五条において「経過税額加算規定」という。）により加算された金額がある場合における新令第八条の六第一項の規定の適用については、同項中「又は第六十三条第一項」とあるのは、「第六十三条第一項、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第十四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項若しくは第四十二条の十二の四第五項、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第八十九条第一項の規定によりその例によることとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二

条の五第五項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第四十七条の規定によりその例によることとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項」とする。

9 新令第八条の六第二項第一号の被合併法人の同号に規定する最も新しい事業年度に係る法人税割額の課税標準となる法人税額のうち経過税額加算規定により加算された金額がある場合における同号の規定の適用については、同号中「又は第六十三条第一項」とあるのは、「第六十三条第一項、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第十四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項若しくは第四十二条の十二の四第五項、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第八十九条第一項の規定によりその例によることとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第四十七条の規定によりその例によることとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項」とする。

附則第五条第一項中「第三十四項」を「第四十一項」に改め、同条第二項中「第四項及び第七項」を「第十一項及び第十四項」に改め、同条第三十四項の表中「附則第三条第三十四項」を「附則第三条第四十一項」に、「附則第五条第三十四項」を「附則第五条第四十一項」に、「同条第三十四項」を「同条第四十一項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第三十三項中「平成二十八年改正令」を「平成三十年改正令」に、「平成二十八年旧令」を「平成三十年旧令」に改め、同項を同条第四十項とし、同条中第三十二項を第三十九項とし、第三十一項を第三十八項とし、同条第三十項中「附則第五条の三」を「附則第五条の二の四第五項及び第七項並びに附則第五条の三」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第二十九項中「及び附則第八条の二」を「並びに附則第八条第三項及び第四項並びに附則第八条の二」に改め、同項の表第三百二十一条の八第三十項の項の次に次のように加える。

<p>附則第八条第三項及び第四項</p>	<p>第二十六項の</p>	<p>第二十六項（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三条第六項において準用する場合を含む。以下この項</p>
----------------------	---------------	---

において同じ。)の

附則第五条中第二十九項を第三十六項とし、第二十八項を第三十五項とし、同条第二十七項中「平成二十八年改正令」を「平成三十年改正令」に、「平成二十八年旧令」を「平成三十年旧令」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条中第二十六項を第三十三項とし、第二十五項を第三十二項とし、第二十四項を第三十一項とし、同条第二十三項中「及び附則第八条の二」を「並びに附則第八条第三項及び第四項並びに附則第八条の二」に改め、同項の表第三百二十一条の八第三十項の項の次に次のように加える。

附則第八条第三項及び第四項	第二百九十二条第一項第四号イ並びに第三百二十一条の八第三項	第二百九十二条第一項第四号イ並びに第三百二十一条の八第三項(地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)附則第十三条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)
---------------	-------------------------------	--

附則第五条中第二十三項を第三十項とし、第二十二項を第二十九項とし、同条第二十一項中「平成二十年改正令」を「平成三十年改正令」に、「平成二十八年旧令」を「平成三十年旧令」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条中第二十項を第二十七項とし、第十九項を第二十六項とし、同条第十八項中「附則第五条の三」を「附則第五条の二の四第五項及び第七項並びに附則第五条の三」に、「第二十四項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十七項中「及び附則第八条の二」を「並びに附則第八条第三項及び第四項並びに附則第八条の二」に改め、同項の表第三百二十一条の八第三十項の項の次に次のように加える。

<p>附則第八条第三項及び第四項</p>	<p>第二百九十二条第一項第四号イ並びに第三百二十一条の八第三項</p>	<p>第二百九十二条第一項第四号イ並びに第三百二十一条の八第三項          (地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)附則第十三条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同</p>
----------------------	--------------------------------------	--

附則第五条中第十七項を第二十四項とし、第十六項を第二十三項とし、同条第十五項中「附則第三条第十五項」を「附則第三条第二十二項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十四項中「平成二十八年改正令」を「平成三十年改正令」に、「平成二十八年旧令」を「平成三十年旧令」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十三項中「附則第三条第十三項」を「附則第三条第二十項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十二項の表中「附則第五条第十二項」を「附則第五条第十九項」に、「同条第十二項」を「同条第十九項」に、「附則第三条第十二項」を「附則第三条第十九項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十一項中「附則第三条第十一項」を「附則第三条第十八項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十項の表中「附則第三条第十項」を「附則第三条第十七項」に、「附則第五条第十項」を「附則第五条第十七項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第九項中「附則第三条第九項」を「附則第三条第十六項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第八項の表中「附則第五条第八項」を「附則第五条第十五項」に、「附則第三条第八項」を「附則第三条第十五項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第七項の表中「附則第五条第七項」を「附則第五条第十四項」に、「附則第三条第七項」を「附則第

三条第十四項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第六項中「第八項」を「第十五項」に、「附則第三条第六項」を「附則第三条第十三項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第五項の表中「次項及び」を「第五項及び」に、「附則第五条第五項」を「附則第五条第十二項」に、「同条第五項」を「同条第十二項」に、「附則第三条第五項」を「附則第三条第十二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第四項の表中「附則第五条第四項」を「附則第五条第十一項」に、「同条第四項」を「同条第十一項」に、「附則第三条第四項」を「附則第三条第十一項」に、「次項において「読替後の法」を「次項及び第四十八条の十一の五において「読替後の法」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第三項中「又は第五項」を「又は第十二項」に、「附則第三条第三項」を「附則第三条第十項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第二項の次に次の七項を加える。

3 新令第八条の六第一項（新令第四十八条の十において準用する場合に限る。次項及び第六項を除き、以下この条において同じ。）に規定する予定申告法人（第五項及び第八項において「予定申告法人」という。）の施行日以後に開始する新令第八条の六第一項の事業年度において、当該事業年度の前事業年度の期間が連結事業年度に該当する場合における新令第四十八条の十の規定の適用については、同条中

「第八条の六の規定」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第三項の規定により読み替えられた第八条の六第一項及び第六項並びに同条第二項から第五項までの規定」と、「第三百二十一条の八第一項に」とあるのは「第三百二十一条の八第一項に」と、「第二十三条第一項第四号の二」とあるのは「第二百九十二条第一項第四号の二」と、「第二十三条第一項第四号の四」とあるのは「第二百九十二条第一項第四号の四」と、「第五十三条第一項」とあるのは「第五十三条第四項」と、「第三百二十一条の八第一項」とあるのは「第三百二十一条の八第四項」とする。

4 新令第八条の六第一項（新令第四十八条の十の三において準用する場合に限る。以下この項及び第六項において同じ。）の法人の施行日以後に開始する新令第八条の六第一項の事業年度において、当該事業年度の前事業年度の期間が連結事業年度に該当する場合における同項及び同条第六項（新令第四十八条の十の三において準用する場合に限る。以下この項において同じ。）の規定の適用については、新令第八条の六第一項中「これらの法人税割額のうち法第三百二十一条の八第四十三項の規定により加算された金額がある場合には当該加算された金額を控除した額とし、これらの」とあるのは「これらの」



と、「法人税額」とあるのは「個別帰属法人税額（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この項及び第六項において「旧法」という。）第二百九十二条第一項第四号の二に掲げる個別帰属法人税額をいう。）」と、「租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額」とあるのは「個別帰属特別控除取戻税額等（旧法第二百九十二条第一項第四号の四（旧法附則第八条の二第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる個別帰属特別控除取戻税額等をいう。以下この項において同じ。）」と、「当該加算された金額に」とあるのは「、当該個別帰属特別控除取戻税額等に」と、「控除した額とする。」とあるのは「控除した額」と、同条第六項中「法第三百二十一条の八第一項」とあるのは「旧法第三百二十一条の八第四項」と、「申告書（法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）」とあるのは「申告書」と、「法人税法第七十五条の二第一項（同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。）」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定（同法附則第一条第五号ロに掲げる改正

規定に限る。)による改正前の法人税法第八十一条の二十四第一項」とする。

- 5 新令第八条の六第一項の場合において、予定申告法人が同条第二項各号(新令第四十八条の十において準用する場合に限る。)に掲げる期間内に行われた適格合併(法人を設立するものを除く。)に係る合併法人又は法人を設立する適格合併に係る合併法人であるとき(その予定申告法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了したこれらの適格合併に係る被合併法人の各事業年度(その月数が六月に満たないものを除く。))のうち最も新しい事業年度の期間が連結事業年度に該当する場合に限る。)
- における新令第四十八条の十の規定の適用については、同条中「第八条の六の規定」とあるのは「第八条の六第一項及び第三項から第六項まで並びに地方税法施行令の一部を改正する政令(令和二年政令第二百六十四号)附則第三条第五項の規定により読み替えられた第八条の六第二項の規定」と、「第五十条第四十三項」とあるのは「第三百二十一条の八第四十三項」ととあるのは「第二十三条第一項第四号の二」とあるのは「第二百九十二条第一項第四号の二」と、「第二十三条第一項第四号の四」とあるのは「第二百九十二条第一項第四号の四」と、「第五十三条第四項」とあるのは「第三百二十一条の八第四項」ととする。

6 新令第八条の六第一項の場合において、同項の法人が同条第二項各号（新令第四十八条の十の三において準用する場合に限る。）に掲げる期間内に行われた適格合併（法人を設立するものを除く。）に係る合併法人又は法人を設立する適格合併に係る合併法人であるとき（その法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了したこれらの適格合併に係る被合併法人の各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度の期間が連結事業年度に該当する場合に限る。）における同項第一号（新令第四十八条の十の三において準用する場合に限る。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同号中「当該法人税割額のうち法第三百二十一条の八第四十三項（同条第四十七項において準用する場合を含む。）の規定により加算された金額がある場合には当該加算された金額を控除した額とし、当該法人税割額の課税標準となる法人税額」とあるのは「その課税標準となる個別帰属法人税額（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この号において「旧法」という。）第二百九十二条第一項第四号の二に掲げる個別帰属法人税額をいう。以下この号において同じ。）」と、「租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三

条第一項の規定により加算された金額」とあるのは「個別帰属特別控除取戻税額等（旧法第二百九十二条第一項第四号の四（旧法附則第八条の二第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる個別帰属特別控除取戻税額等をいう。以下この号において同じ。）」と、「当該加算された金額に」とあるのは「、当該個別帰属特別控除取戻税額等に」と、「控除した額とする。」とあるのは「控除した額」と、「法人税額の課税標準の算定期間」とあるのは「個別帰属法人税額に係る連結法人税額（旧法第三百二十一条の八第四項に規定する連結法人税額をいう。）の課税標準の算定期間（当該被合併法人の連結事業年度に該当する期間に限る。）」とする。

7 前二項の場合における月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、一月とする。

8 予定申告法人の新令第八条の六第一項に規定する六月経過日の前日までに前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の課税標準となる法人税額のうち経過税額加算規定により加算された金額がある場合における新令第四十八条の十の規定の適用については、同条中「第八条の六の規定」とあるのは、「地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第八項の規定により読み替えられた第八条の六第一項及び同条第二項から第六項まで

の規定」とする。

9 新令第八条の六第二項第一号（新令第四十八条の十において準用する場合に限る。以下この項において同じ。）の被合併法人の同号に規定する最も新しい事業年度に係る法人税割額の課税標準となる法人税額のうちに経過税額加算規定により加算された金額がある場合における新令第四十八条の十の規定の適用については、同条中「第八条の六の規定」とあるのは、「第八条の六第一項及び第三項から第六項まで並びに地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第九項の規定により読み替えられた第八条の六第二項の規定」とする。

附則第七条の三を附則第七条の四とし、附則第七条の二の次に次の一条を加える。

（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令の一部改正）

第七条の三 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号）附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令（平成二十年政令第五百五十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第四号中「、第五十五条の四第一項」、第七十二条の三十九の四第一項」及び「、第三百二十一条の十一の三第一項」を削る。

第四条 地方税法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の五の二第七号及び第八号の改正規定中「の種別割」を削る。

第五十七条の五の二に四号を加える改正規定を次のように改める。

第五十七条の五の二に次の二号を加える。

九 軽自動車税の環境性能割

十 事業所税

附則第一項中「令和五年四月一日」を「令和五年一月一日」に改め、同項ただし書中「地方税法施行令」の下に「附則第三十九条を削り、同令附則第四十条を同令附則第三十九条とする改正規定は同年四月一日から、同令」を加え、「規定は、」を「規定は」に改める。

附則第二項中「（次項において「新令」という。）」を削る。

附則第三項を削る。

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部改正)

第五条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令(昭和六十二年政令第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の四第二項の表第七条の十一並びに附則第四条第十項第一号、第四条の二第九項第一号、第十八条の五第七項第一号、第十八条の六第十二項第一号及び第十八条の七の二第四項第一号の項及び同条第四項の表第七条の十一並びに附則第四条第十項第一号、第四条の二第九項第一号、第十八条の五第七項第一号、第十八条の六第十二項第一号及び第十八条の七の二第四項第一号の項中「第七条の十一」を「第七条の十一第一項及び第三項」に改め、「第十八条の五第七項第一号」を削り、同条第六項の表第四十八条の五の二並びに附則第四条第十八項第一号、第四条の二第十七項第一号、第十八条の五第十九項第一号、第十八条の六第二十八項第一号及び第十八条の七の二第十二項第一号の項及び同条第八項の表第四十八条の五の二並びに附則第四条第十八項第一号、第四条の二第十七項第一号、第十八条の五第十九項第一号、第十八条の六第二十八項第一号及び第十八条の七の二第十二項第一号の項中「第四十八条の五の二」を「第四十八条の五の三第一項及び第三項」に改め、「第十八条の五第十九項第一号」を削る。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条及び第四条の規定 公布の日
- 二 第一条中地方税法施行令第八条の二の二の見出し、第八条の二の三の見出し、第四十八条の九の七の二の見出し及び第四十八条の九の七の三の見出しの改正規定並びに附則第十五条（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号）附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令（平成二十年政令第五百五十四号）第九条の表法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の項の改正規定に限る。）の規定 令和五年一月一日
- 三 第一条中地方税法施行令第五十七条の二及び第五十七条の五第一項の改正規定、同令第五十七条の五の二を削る改正規定、同令第五十七条の五の三第一項及び第三項の改正規定並びに同条を同令第五十七



条の五の二とし、同令第五章中同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第十五条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第十六条の規定 令和五年四月一日

四 第一条中地方税法施行令第四十八条の九の三第一項の改正規定（「においては」を「には」に改める部分を除く。）及び同条第三項第一号の改正規定並びに同令附則第十八条の四第四項及び第八項の改正規定並びに同令附則第十八条の五の改正規定（同条第十項第四号、第十一項第四号、第二十二項第五号及び第二十四項第五号に係る部分を除く。）並びに第五条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令第二条の四の改正規定（同条第二項の表第七条の十一並びに附則第四条第十項第一号、第四条の二第九項第一号、第十八条の五第七項第一号、第十八条の六第十項第一号及び第十八条の七の二第四項第一号の項中「第十八条の五第七項第一号」を削る部分並びに同条第六項の表第四十八条の五の二並びに附則第四条第十八項第一号、第四条の二第十七項第一号、第十八条の五第十九項第一号、第十八条の六第二十八項第一号及び第十八条の七の二第十二項第一号の項及び同条第

八項の表第四十八条の五の二並びに附則第四条第十八項第一号、第四条の二第十七項第一号、第十八条の五第十九項第一号、第十八条の六第二十八項第一号及び第十八条の七の二第十二項第一号の項中「、第十八条の五第十九項第一号」を削る部分に限る。）並びに附則第十一条の規定 令和六年一月一日

五 第一条中地方税法施行令附則第十条の改正規定及び附則第五条の規定 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）の施行の日

（道府県民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第七条の十の五及び第七条の十一第二項の規定は、令和四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第三条 新令第二十一条の二の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度において、同条に規定するガス製造事業者である法人が同条に規定するガス製造事業者に該当しないこととなった場合について適用し、施行日前に開始した事業年度において、第一条の規定による改正前

の地方税法施行令（附則第八条第二項及び第三項において「旧令」という。）第二十一条の二に規定するガス製造事業者（以下この項において「ガス製造事業者」という。）又は同条に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（以下この項において「旧一般ガスみなしガス小売事業者」という。）である法人がガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者のいずれにも該当しないこととなった場合については、なお従前の例による。

2 法人の新令第二十一条の二に規定するガス製造事業者に該当しないこととなった日を含む事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度終了の日の属する連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定（同法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。）がある場合における新令第二十一条の二の規定の適用については、同条中「同項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得」とあるのは、「同項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の

属する各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定（同法附則第一条第五号口に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この条において「令和二年改正前法人税法」という。）第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。）の法人税の課税標準である連結所得（令和二年改正前法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。）に係る当該法人の個別所得金額（令和二年改正前法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。）とする。

第四条 第二条の規定による改正後の地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令による改正前の地方税法施行令第二十一条の二の規定は、施行日以後に開始する事業年度において、同条に規定するガス製造事業者である法人が同条に規定するガス製造事業者に該当しないこととなった場合について適用し、施行日前に開始した事業年度において、第二条の規定による改正前の地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令による改正前の地方税法施行令（以下この条において「旧令和二年改正前地方税法施行令」という。）第二十一条の

二に規定するガス製造事業者（以下この条において「ガス製造事業者」という。）又は旧令和二年改正前  
地方税法施行令第二十一条の二に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（以下この条において「旧一  
般ガスみなしガス小売事業者」という。）である法人がガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事  
業者のいずれにも該当しないこととなった場合については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第五条 附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法施行令附則第十条第六項の規定は、同号に  
掲げる規定の施行の日（以下この項及び第三項において「五号施行日」という。）以後に所得税法等の一  
部を改正する法律（令和四年法律第四号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第十一条  
の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の四第八項に規定する農  
用地利用集積等促進計画の定めるところにより貸し付ける場合における不動産取得税について適用し、五  
号施行日前に所得税法等改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第八項に規定  
する農用地利用集積計画の定めるところにより貸し付けた場合における不動産取得税については、なお従  
前の例による。

2 附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法施行令（以下この項及び次項において「五号旧令」という。）附則第十条第六項の規定は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画に基づく五号旧令附則第十条第六項に規定する賃借権等が消滅した場合については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「同項」とあるのは、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項」とする。

3 五号施行日前に五号旧令附則第十条第十三項（同条第十五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する営農困難時貸付けを行った場合における不動産取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

第六条 新令附則第十条の二の二第七項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する経過措置)

第七条 新令第四十八条の五の二及び第四十八条の五の三第二項の規定は、令和四年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第八条 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和四年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和三年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 新令附則第十一条第二項第一号の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される同号に掲げる倉庫に対して課すべき令和四年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、施行日前に新設され、又は増設された旧令附則第十一条第二項第一号に掲げる倉庫に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

3 新令附則第十一条第四十五項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する償却資産に対して課すべき令和四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧令附則第十一条第四

十九項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新令附則第十二条第三十一項の規定は、施行日以後に地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号。以下この項において「改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方税法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事等に係る契約が締結される場合について適用し、施行日前に改正法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事に係る契約が締結された場合については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第九条 新令第五十六条の八十八の二第一項及び第二項の規定は、令和四年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和三年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（予算決算及び会計令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の適用に関する経過措置）

第十条 令和四年度における予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）附則第九条の二の規定の適用については、同条中「十三分の十一」とあるのは、「十三分の九」とする。

2 令和四年度における国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）第四条の



二第七項の規定の適用については、同項中「十三分の二」とあるのは、「十三分の四」とする。

(健康保険法施行令等の一部改正)

第十一条 次に掲げる政令の規定中「附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項」を「附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項」に、「附則第三十五条の二の六第十五項」を「附則第三十五条の二の六第十一項」に改める。

一 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十二条第三項第六号

二 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第九条第三項第六号

三 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十七条の二第二項第一号及び第二十二

九条の七第五項第一号

四 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二十二條の二の二第五項第一号

五 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十二條の二の二第五項第一号

六 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第七条第一項第一号及び第

十八條第四項第一号

(地方自治法施行令の一部改正)

第十二条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第二百十条の十中「第七十二条の二十四の七第八項」を「第七十二条の二十四の七第九項」に改める。

(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令の一部改正)

第十三条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令(平成十三年政令第四百二十六号)の一部を

次のように改正する。

第二十五条第二項中「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第三百三十一号)第

五十八条第一項」を「租税特別措置法第六十六条の十一の五第一項」に改める。

(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 前条の規定による改正後の銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令第二十五条第二項

の規定は、銀行等保有株式取得機構の施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用

し、銀行等保有株式取得機構の施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の

例による。

（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令の一部改正）

第十五条 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号）附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令の一部を次のように改正する。

第八条の二を削る。

第九条の表法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の項中「第百十一条の四第一号」を「第百十一条の四第二項第一号」に改める。

（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令の一部改正）

第十六条 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令（平成三十一年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項を削る。

## 理由

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、不動産取得税、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目を定めるとともに、特定徴収金に係る地方税について所要の規定の整備を行う等の必要があるからである。